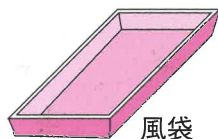


買物と計量



風袋

ふうたい
『風袋』は
商品ではありません。

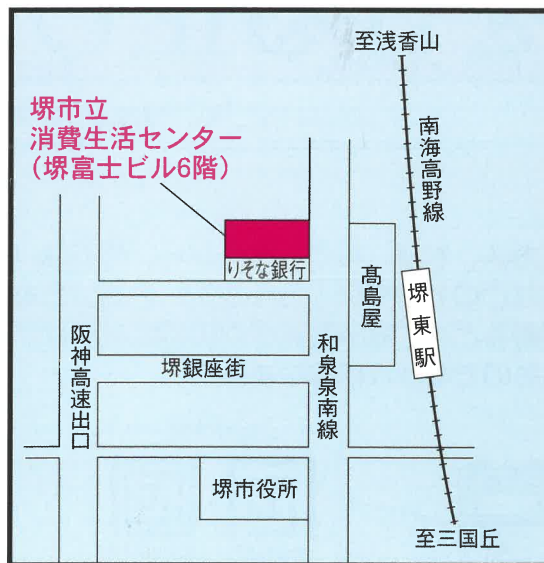
風袋の目方を差し引いて
はかってもらいましょう。

- ◎トレーや野菜をまくビニールラップでも、1g～10gの重さがあります。
- ◎薬味、添え物などのワサビやタレ等も風袋です。

内容量 = 皆掛量 - 風袋量
(表記) (商品丸ごと) (トレー、薬味等)

《正確にはかられたかどうか》

- ◎はかりの指針が正しく0点にあるか
- ◎はかりが平らでゆれない場所にあるか
- ◎はかりの皿の中央で商品がはかられたか
そして
- ◎風袋の重さがきっちり引かれているか
このようなことが量目不足の原因となります。



【開所時間】午前9時から午後5時15分まで
【休所日】土曜・日曜・祝祭日及び年末年始

計量についてのお問合せは

〒590-0076

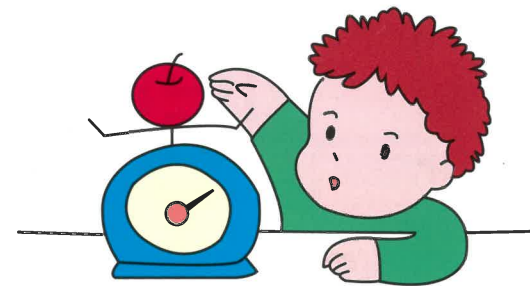
堺市堺区北瓦町2丁4番16号
堺富士ビル6階
堺市立消費生活センター
計量担当

☎ (072) 221-6538

FAX (072) 221-2796

消費者のための

計量のしおり

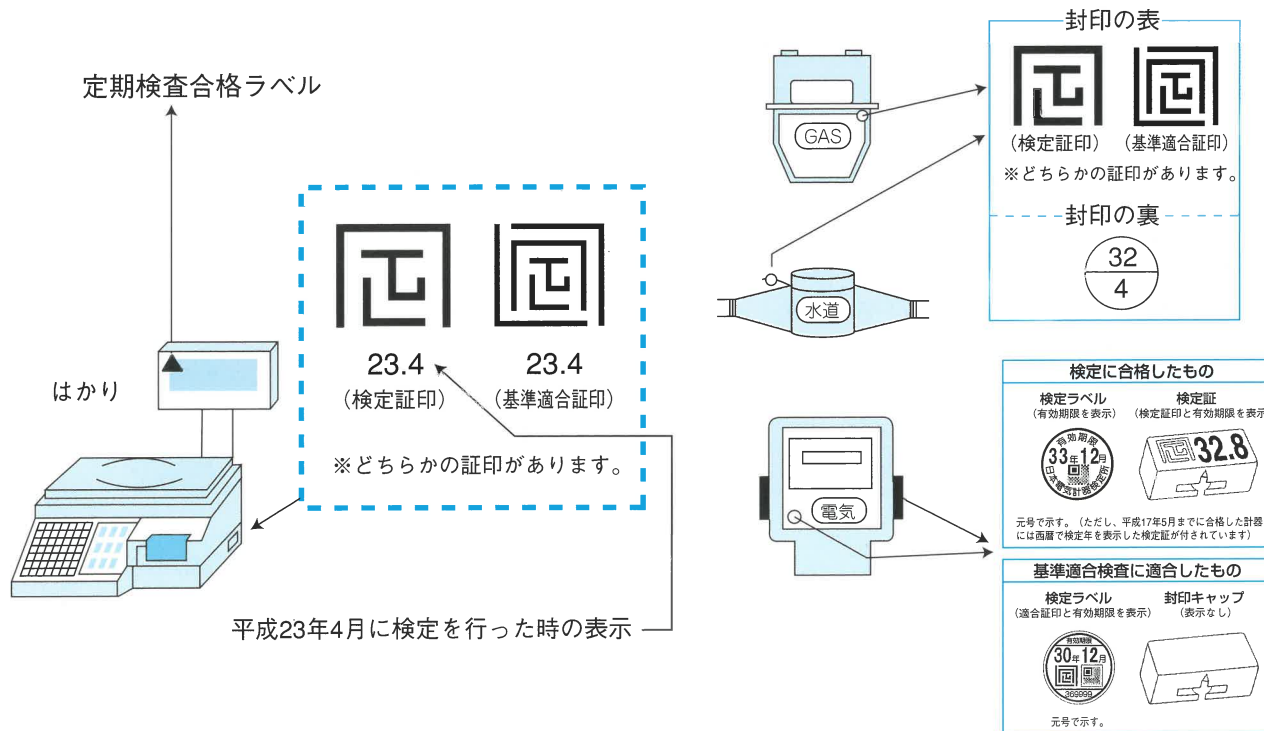


堺市立消費生活センター

暮らしを守る正しい計量

検定

計量器の中で、商取引または証明行為に使用されるはかり、ガス、水道、電気、タクシー、燃料油（ガソリン量器）の各メーター等は、**検定証印**（国または都道府県などの公的機関の行う検定に合格したものに付する）または**基準適合証印**（一定レベルの品質管理能力があるとして経済産業大臣の指定を受けた指定製造事業者が製造、検査して合格したものに付する）のあるものでなければなりません。



| 特定計量器 | 有効期間 |
|-----------------|------|
| ガスメーター | 10年 |
| 水道メーター | 8年 |
| 電気メーター | 10年 |
| 燃料油メーター（ガソリン量器） | 7年 |

※検定の有効期間のある計量器には、その満了の年月が表示されています。

定期検査

商取引または証明行為に使用されるはかりは定期的に（2年に1回）市が行う検査を受けなければなりません。



平成22年10月に堺市が行った定期検査を受検し合格したという意味

定期検査合格ラベル

（百貨店・市場・スーパー等で自主的に計量管理を実施している事業所では、独自のラベルが使われています。）

家庭用計量器

主に家庭で使用される計量器については、技術上の基準に適合したもののだけに次のようなマークが付けられ、マークのないものは販売できません。



現在この制度として、次の3種類の計量器が定められています。

- ア、一般用体重計（ヘルスメーター）
- イ、調理用はかり（キッチンスケール）
- ウ、乳幼児用体重計（ベビースケール）